

消防の動き



2025
7
No.651

特報

●「令和6年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

「令和6年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について 4

令和7年7月号 No.651

巻頭言 博多祇園山笠の願い（福岡市消防局長 牧田 哲治）

Report

令和6年（1～12月）における火災の状況（概数値）.....	7
令和6年中の危険物に係る事故の概要.....	8
地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果.....	10
地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果.....	12

Topics

令和7年に発生した大規模な林野火災に係る防災功労者消防庁長官表彰式の開催.....	14
「消防技術戦略会議」の開催.....	15
第9回予防業務優良事例表彰式の開催.....	16
令和7年度全国防災・危機管理トップセミナー.....	17

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ.....	19
--------------------	----

消防通信～望楼

埼玉県南西部消防局（埼玉県）／泉州南広域消防本部（大阪府） 姫路市消防局（兵庫県）／松山市消防局（愛媛県）.....	20
---	----

消防大学校だより

新任消防長・学校長科における教育訓練.....	21
令和7年度 消防大学校 客員教授について.....	22

報道発表

最近の報道発表（令和7年5月21日～令和7年6月20日）.....	23
-----------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和7年5月21日～令和7年6月20日）.....	24
広報テーマ（7月・8月）.....	24

お知らせ

火遊び・花火による火災の防止～ルールを守って楽しい花火～.....	25
台風に対する備え.....	26
住民自らによる災害の備え.....	28



■ 表紙
本号掲載記事より

博多祇園山笠の願い



福岡市消防局長 牧田 哲治

福岡市は、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」をめざして、まちづくりを進めています。昨年12月には、多くの市民の意見を取り入れた「第10次福岡市基本計画」を策定し、この計画に基づいて、スピード感をもって施策を展開しています。

福岡県西方沖地震から20年を迎える中、福岡市都心部においては、規制緩和を活用した官民連携のプロジェクトである「天神ビッグバン」や「博多コネクティッド」により、耐震性に優れた先進的なビルの建替えを着実に進め、市民や働く人、訪れる人の安全・安心の確保につなげるとともに、まちが生まれ変わるこのタイミングで、都心部に緑を積極的に取り入れ、多くの市民や企業から選ばれるまちづくりに取り組んでいます。

その博多のまちも、7月には「博多祇園山笠」の熱気に包まれます。7月1日、博多人形師による精緻な装飾が施された高さ約10メートルの「飾り山笠」が市内13カ所に設置され、祭りの始まりを告げます。そして7月15日午前4時59分、神々しい雰囲気の中で、「追い山笠」が博多のまちを駆け抜け最高潮を迎えます。

博多祇園山笠は、仁治2年（1241年）に承天寺の聖一国師が施餓鬼棚（せがきだな）に乗って祈祷水をまいたことに由来すると言われており、780年以上の伝統を重ねています。疫病退散や無病息災を願うこの行事は、単なる伝統にとどまらず、地域の連携や防災意識の礎ともなっております。

都市の成長や全国での自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、福岡市消防局では消防・救急体制の充実強化に取り組んでいます。現在、福岡市消防学校では、住宅密集地や倉庫内での火災を再現可能な「火災・特殊災害訓練施設」や水害や土砂災害などに対応する「自然災害訓練施設」の新設に向けた設計を進めております。また、まちづくりが進展し人口の増加が見込まれるアイランドシティおよびその周辺地域では、今後の消防・救急需要に的確に対応するため、新たな消防出張所の整備に着手しました。さらに、福岡都市圏約265万人からの119番通報に対応する「福岡都市圏消防共同指令センター」のシステムも全面更新を進めており、良好な通信体制の構築をめざしています。

火災予防関係においては、消防署への来庁が不要なノンストップ行政の実現に向けた取組みも積極的に推進しています。申請手続きはすべてオンラインで対応可能となり、許可書等の電子交付にも対応しました。甲種防火管理新規講習をはじめとした5つの講習では、対面に加えてオンデマンド方式のオンライン講習も導入し、受講料のキャッシュレス決済や、電子署名を活用した修了証の交付により、「オンライン完結」を実現しました。DXによる利便性の向上を図り、より多くの方に講習を受講していただけるよう利用促進を図っていきたくと考えております。

博多祇園山笠の由来である「疫病退散」にもあやかり、日々それぞれの地域で住民の命と暮らしを守る全国の消防職員の皆さまにも、健やかで爽やかな日々が続きますことを心より願っております。

そして、私たち一人ひとりが力を合わせ、災害に強い安全・安心な社会の実現に向けて、ともに歩んでまいりましょう。



飾り山笠



追い山笠

「令和6年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、平成27年に開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の提言内容を踏まえ、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について（平成27年7月29日付け消防庁次長通知）」を発出し、全ての消防本部との共通目標として、「全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合を、令和8年度当初までに5%に引き上げること」を掲げています。

また、令和8年度以降の女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組に関する検討会を開催し、女性消防吏員の確保や育成、職域拡大を推進するための方策等について検討しています。

2 消防庁女性活躍ガイドブック

消防本部における参考となる取組事例を全国で共有し、様々な消防本部での女性消防吏員の活躍推進に向けた更なる取組に資することを目的として、「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、公表しています。平成29年度に初めて発行し、令和6年度で8回目となります。

具体的には、女性消防吏員の採用や女性消防吏員が働き続けやすい環境作りに関する事例のほか、平成30年度から実施している「女性消防吏員活躍推進モデル事業」において採択された、全国の消防本部における先進的な取組事例についても紹介しています。

3 女性消防吏員の数、割合等の現状（第3章関係）

令和6年4月1日現在、全国の720消防本部のうち635消防本部で6,124人の女性消防吏員が活躍しており、全消防吏員に占める女性の割合は3.7%となっています。

全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合は、平成27年以降、毎年0.1～0.2%ずつ増加傾向にあるものの、現在は「3.7%」であり、目標である「令和8年度当初までに5%」の達成に向けて、女性消防吏員の活躍に関する取組をより一層推進する必要があります。



消防吏員に占める女性割合の推移

4 消防本部における効果的な取組事例の紹介（第1章関係）

以下①～④の項目について、各消防本部の具体的な取組事例を紹介するとともに、⑤で若手女性消防吏員の生の声を紹介しています。（次頁参照）

- ①女性消防吏員の採用拡大に向けた取組
- ②施設の整備・装備の改善
- ③適材適所を原則とした職域の拡大
- ④ライフステージに応じた様々な配慮
- ⑤若手女性消防吏員の声

5 「女性消防吏員活躍推進モデル事業」の紹介（第2章関係）

女性消防吏員の更なる活躍推進に関する先進的な取組として令和6年度に採択された以下の4団体の事例を紹介しています。（次々頁参照）

- ①札幌市消防局（北海道）
- ②枚方寝屋川消防組合（大阪府）
- ③久留米広域消防本部（福岡県）
- ④高松市消防局（香川県）

6 おわりに

消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進することは重要課題です。引き続き、消防庁においても各消防本部が行う取組を支援していくため、SNS等を通じた消防業務の魅力の発信や、各種イベント等の開催による採用広報活動の強化等を行い、女性消防吏員の活躍推進に向けた取組を強化していきます。



過去のガイドブック一覧



令和6年度版



<ガイドブック掲載事例の紹介>

【消防本部における効果的な取組事例の紹介】

令和6年度版
ガイドブックはこちらから→



① 女性消防吏員の採用拡大に向けた取組



女性活躍推進PR動画制作 松本広域消防局(長野県)

女性消防吏員ガイドブック制 作東広島市消防局(広島県)

② 女性専用施設・装備の改善



女性専用施設の整備
双葉地方広域市町村圏組合消防本部(福島県)

腰部装着型身体補助器具の導入
北アルプス広域消防本部(長野県)

③ 適材適所を原則とした職域の拡大



消防艇への女性職員の配置
神戸市消防局(兵庫県)

県内初女性教官誕生
宮城県消防学校(宮城県)

④ ライフステージに応じた様々な配慮



両立支援ハンドブック
筑西広域市町村圏事務組合
消防本部(茨城県)

初任学生に対する支援
熊本県消防学校(熊本県)

⑤ 若手女性消防吏員の声



筑西広域市町村圏事務組合消防
本部(茨城県)【消防隊員】

東広島市消防局(広島県)
【通信指令員】



宮崎市消防局(宮城県)
【救急隊員】



「女性消防吏員活躍推進モデル事業」の紹介

令和6年度版
ガイドブックはこちらから→

女性消防吏員の活躍推進を通じた消防力の充実強化に向け、全国の消防本部にとって参考となる先進事例を構築し、取組の横展開を図っていくことを目的に、国の委託事業としてモデル事業を実施しています。

《委託団体》 都道府県、市町村（特別区及び一部消防事務組合を含む。）及び消防学校

《委託費》 1団体 20万円～200万円

《委託内容》 消防分野における女性消防吏員の活躍をより積極的に推進することを目指す事業

《応募方法》

例年、消防庁が発出している「消防本部における女性消防吏員活躍推進モデル事業の委託に関する提案募集について」（消防・救急課長通知）をご確認ください。 ※今年度の募集は終了しております。

バーチャルオフィスツアー及びWEB広告

札幌市消防局（北海道）



【事業概要】

リアルな職場見学を行えるように消防署などを撮影したVR動画を作成するとともに、女性消防吏員の認知拡大を目的に、WEB広告を実施



地元高校ダンス部とコラボしたPR動画・ポスター制作

枚方寝屋川消防組合（大阪府）



【事業概要】

地元ダンス強豪校とコラボし、より多くの人の心に留まり消防職を目指す女性を一人でも多く増やすことを目的としたPR動画・ポスター制作



ぺろちと一緒に消防女子を全国に！

～管内中学校の救命講習での広報～

久留米広域消防本部（福岡県）



服を脱がす事に抵抗があり AED 使用率の低い女性に AED パッドを貼る際の目隠しとして使える手ぬぐいを作成！



↑パントビスコさんとぺろち

【事業概要】

ふるさと大使とコラボした救急グッズを作成し、救命講習で配布するとともに、救命講習の導入で女性消防吏員活躍動画を上映し、消防業務に対する理解を深めるチラシを配布



女性消防吏員増加に向けたツアー型インターンシップ

高松市消防局（香川県）



【事業概要】

消防学校及び消防局の庁舎をバスツアー方式で巡り、バス内では勤務や福利厚生の説明が行われ、消防署では放水体験、救急体験、庁舎見学、女性消防吏員との座談会を実施



令和6年（1～12月） における火災の状況 （概数値）

消防庁防災情報室

1 総出火件数は37,036件、前年より1,636件の減少

令和6年（1～12月）における総出火件数は、37,036件で、前年より1,636件（4.2%）減少しています。これは、平均すると1日当たり約101件、約14分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

令和6年（1～12月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	20,908	56.5%	▲66	-0.3%
林野火災	833	2.2%	▲466	-35.9%
車両火災	3,538	9.6%	17	0.5%
船舶火災	62	0.2%	4	6.9%
航空機火災	3	0.0%	2	200.0%
その他火災	11,692	31.6%	▲1,127	-8.8%
総火災件数	37,036	100%	▲1,636	-4.2%

2 総死者数は1,436人、前年より67人の減少

火災による総死者数は、1,436人で、前年より67人（4.5%）減少しています。

また、火災による負傷者は、5,742人で、前年より24人（0.4%）減少しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等^{*}を除く。）数は970人、前年より53人の減少

建物火災における死者1,193人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、1,044人となっています。更にそこから放火自殺者等を除くと970人で、前年より53人（5.2%）減少しています。

なお、建物火災の死者数に対する住宅火災の死者数の割合は87.5%で、建物火災の件数に対する住宅火災の件数の割合53.7%と比較して非常に高くなっています。

（※放火自殺（心中を含む。）者及び放火自殺巻き添え・放火殺人の犠牲者。）

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の4人に3人が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）970人のうち、65歳以上の高齢者は730人（75.3%）で、前年より32人（4.2%）減少しています。

また、住宅火災による死者の発生した経過別の内訳は、逃げ遅れ439人（前年比24人（5.8%）増）、着衣着火37人（前年比1人（2.6%）減）、出火後再進入16人（前年同）、その他478人（前年比76人（13.7%）減）となっています。

5 出火原因として最も多いものは「たばこ」、次いで「たき火」

総出火件数の37,036件を出火原因別にみると、「たばこ」3,038件（8.2%）、「たき火」2,770件（7.5%）、「こんろ」2,702件（7.3%）、「電気機器」2,548件（6.9%）、「放火」2,355件（6.4%）の順に件数が多くなっています。

問合せ先

消防庁防災情報室
TEL: 03-5253-7526

令和6年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

1 危険物に係る事故発生件数

令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に発生した危険物に係る火災事故及び流出事故の合計件数は773件（火災事故277件、流出事故496件）となっており、前年と比べ43件の増加となりました。（前年730件：火災事故248件、流出事故482件）

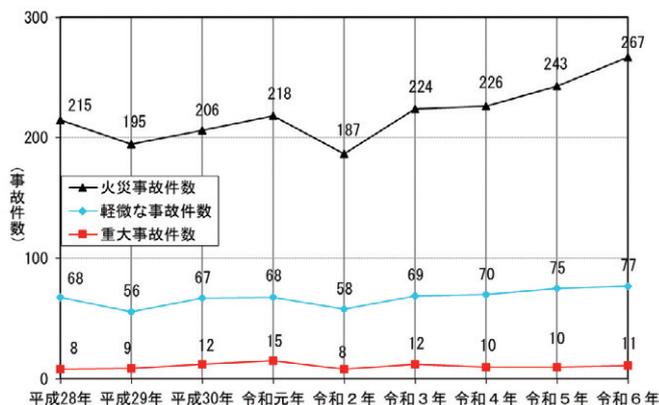
無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での火災及び流出事故の件数は20件（前年19件）と前年に比べ、1件増加しており、その内訳は火災事故が10件（前年5件）、流出事故が10件（前年14件）となっています。（表1参照）

表1 令和6年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等	火災事故				流出事故			
		発生件数 (A)	被害			発生件数 (B)	被害		
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数	損害額 (万円)
危険物施設	753	267 (11)	1	50	450,573	486 (12)	1	40	42,422
危険物施設以外	無許可施設	8	7	0	0	8,261	1	0	0
	危険物運搬中	11	3	0	2	1,453	8	0	0
	仮貯蔵・仮取扱い	1	0	0	0	0	1	0	0
	小計	20	10	0	2	9,714	10	0	0
合計	773	277	1	52	460,287	496	1	40	42,657

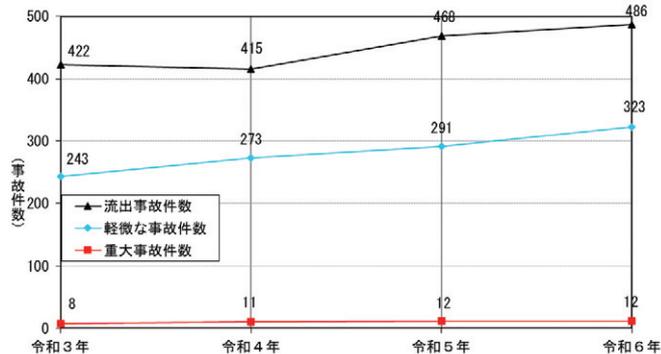
- (注) 1 ()内の数値は重大事故の件数を示す。
 2 重大事故
 (1) 火災事故に係る重大事故は次の①～③のいずれかに該当するものをいう。
 ① 死者が発生した火災事故（人的被害指標）
 ② 事業所外に物的被害が発生した火災事故（影響範囲指標）
 ③ 事故発生から鎮圧までの時間が4時間以上の火災事故（収束時間指標）
 (2) 流出事故に係る重大事故は次の①又は②のいずれかに該当するものをいう。
 ① 死者が発生した流出事故（人的被害指標）
 ② 一定量以上の危険物が事業所外へ広範囲に流出した流出事故（流出被害指標）

第1図 危険物施設における火災事故に係る重大事故及び軽微な事故の件数の推移（最近の9年間）



- (注) 火災事故に係る軽微な事故は次の①～③の全てに該当するものをいう。
 ① 死傷者なしの火災事故（人的被害指標）
 ② 設備機器内のみにも物的被害が発生した火災事故（影響範囲指標）
 ③ 事故発生から鎮圧までの時間が30分未満の火災事故（収束時間指標）

第2図 危険物施設における流出事故に係る重大事故及び軽微な事故の件数の推移（最近の4年間）



- (注) 流出事故に係る軽微な事故は、死傷者なしの流出事故（人的被害指標）で一定量未満の危険物が事業所内へ流出した流出事故（流出被害指標）をいう。

2 危険物施設における火災事故の発生状況等

ア 火災事故による被害の状況

令和6年中に危険物施設において発生した火災事故は267件（前年243件）となっており、このうち、重大事故は11件発生しています。火災事故による被害は、死者1人（前年1人）、負傷者50人（前年29人）、損害額45億573万円（前年78億267万円。不明及び調査中を除く。以下同じ。）となっています。前年に比べ、火災事故の発生件数は24件増加、死者は同数、負傷者は21人増加、損害額は32億9,694万円減少しています。（表1、第1図参照）

イ 出火の原因に関係した物質

令和6年中に発生した危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、267件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となるものが121件（45.3%）発生しています。また、このうち109件（90.1%）が第4類の危険物が出火原因物質となるもので占められています。さらに、第4類の危険物の品名別にみると、第1石油類が出火原因物質となるものが62件（56.9%）で最も多く、次いで、第3石油類が出火原因物質となるものが18件（16.5%）、第4石油類が出火原因物質となるものが15件（13.8%）、第2石油類が出火原因物質となるものが10件（9.2%）となっています。

ウ 火災事故の発生原因

令和6年中に発生した危険物施設における火災事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が147件（55.1%）で最も高く、次いで、物的要因が83件（31.1%）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が37件（13.9%）となっています。（図3参照）

3 危険物施設における流出事故の発生状況等

ア 流出事故による被害の状況等

令和6年中に危険物施設において発生した流出事故は486件（前年468件）となっており、このうち、重大事故は12件発生しています。流出事故による被害は、死者1人（前年0人）、負傷者40人（前年11人）、損害額4億2,422万円（前年8億8,539万円）となっています。前年に比べ、流出事故の件数は18件増加、死者は1人増加、負傷者は29人増加、損害額は4億6,117万円減少しています。（表1、第2図参照）

イ 流出した危険物

令和6年中に発生した危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、多くが第4類の危険物であり、その事故件数は476件（97.9%）となっています。また、第4類の危険物について品名別にみると、第2石油類に係るものが156件（32.8%）で最も多く、次いで、第3石油類に係るものが141件（29.6%）、第1石油類に係るものが117件（24.6%）となっています。

ウ 流出事故の発生原因

令和6年中に発生した危険物施設における流出事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が265件（54.5%）で最も高く、次いで、人的要因が198件（40.7%）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が23件（4.7%）となっています。（図3参照）

4 危険物等に係る事故防止対策の推進について

消防庁では、学識経験者や関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」（以下「連絡会」という。）を毎年開催し、関係機関が一体となった危険物等に係る事故防止対策を推進しています。

また、都道府県等に対し、「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（令和7年3月28日付け消防危第55号）や「令和6年中の危険物に係る事故の発生状況等について」（令和7年5月28日付け消防危第102号）により、事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえた事故防止に係る取組を積極的に実施するよう周知すると共に、全国を6ブロックにわけ、各都道府県や消防本部等が参加する危険物等事故防止ブロック連絡会議により、都道府県ごとの事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組策について情報共有を図っています。

詳しくは消防庁ホームページを御覧ください。

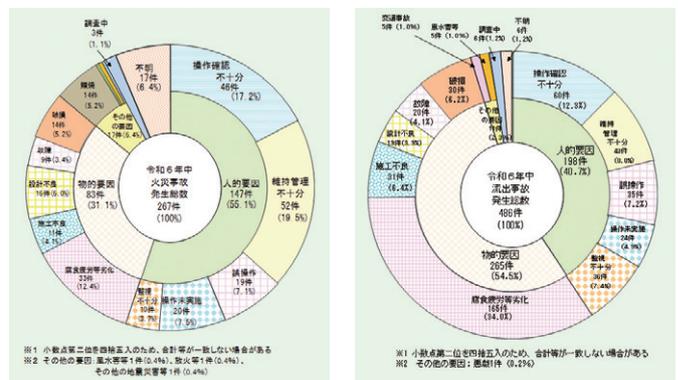
<危険物等に係る事故防止対策の推進について（令和7年3月28日消防危第55号）>

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250328_kiho_55.pdf

<令和6年中の危険物に係る事故の発生状況等について（令和7年5月28日消防危第102号）>

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250528_kihotuuti.pdf

図3 危険物施設における火災事故及び流出事故の発生原因



問合せ先

消防庁危険物保安室
 TEL: 03-5253-7524（直通）

地方公共団体における 業務継続計画・受援計画 策定状況の調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策等の重要な役割を担うことになる一方、住民生活に不可欠な通常業務を継続しなければなりません。そのため、業務継続計画や受援計画をあらかじめ定め、災害時の業務継続性や受援体制を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、業務継続計画及び受援計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和6年度の状況について調査結果を取りまとめました。

● 業務継続計画

優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

● 受援計画

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体等から受援できるようにあらかじめ定める計画。

2 調査結果の概要

〈調査結果の概要〉

業務継続計画

- 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）ともに全団体策定済み。
- 市町村の重要6要素全ての策定済団体数は、前回調査から110団体増加し、966団体

受援計画

- 都道府県は、全ての団体策定済み。
- 市町村の策定済団体数は、前回調査から55団体増加し、1367団体

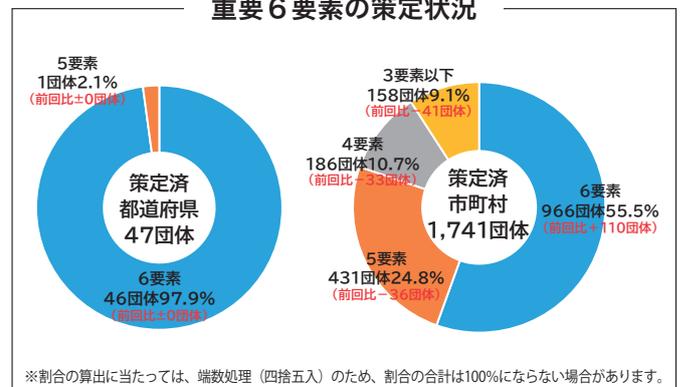
(1) 計画に定めるべき重要6要素の策定状況

重要6要素全てを定めている団体

- 都道府県：46団体（97.9%）
- 市町村：966団体（55.5%）

	都道府県	市町村
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	47	1,726
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	46	1,627
(3) 電気、水、食料等の確保	47	1,068
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	47	1,538
(5) 重要な行政データのバックアップ	47	1,508
(6) 非常時優先業務の整理	47	1,638

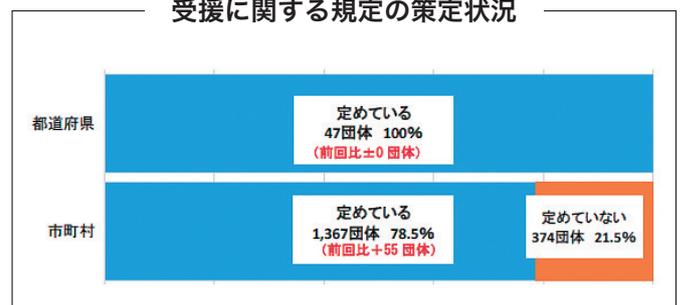
重要6要素の策定状況



(2) 応援職員受入れなど受援に関する規定

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,367団体（78.5%）

受援に関する規定の策定状況



〈参考〉調査の概要

- 調査対象
都道府県47団体及び市町村1,741団体
- 調査基準日
令和6年4月1日
- 調査内容
 - 業務継続計画の策定状況について
 - 業務継続計画における重要6要素の設定状況について
 - 受援計画の策定状況について

3 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定について（通知）」（令和7年4月25日付け府政防第746号・消防災第69号）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

また、全国の市区長を対象として同年6月4日に開催した「全国防災・危機管理トップセミナー」においても、受援計画の策定及び同計画の実効性の確保を図るための継続的な見直しについて、直接依頼したところです。

今後も、地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定を促進してまいります。

（1）業務継続計画に定めるべき重要な6要素の策定について

国の「防災基本計画」（令和6年6月）に基づき、計画に定めるべき重要な6要素について、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月策定）や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改定）を参考にし、策定すること。

（2）受援計画（応援職員受入れなど受援に関する規定）の策定について

地域防災計画や業務継続計画へ受援に関する規定を追加する等、災害時受援体制の整備を行うこと。整備に当たっては、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月策定）や「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月改訂）を参考にすること。

また、都道府県においては、市町村の受援計画の策定や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めること。

（3）業務継続計画・受援計画の実効性の確保及び見直しについて

職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画・受援計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

＜地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果（令和7年4月）リンク先＞

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/2025/>

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、地方公共団体は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなりますが、過去の災害を振り返ると、庁舎の停電により災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられました。そのため、地方公共団体における業務継続性確保のため非常用電源を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、地方公共団体の災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和6年度の状況について調査結果を取りまとめました。

2 調査結果の概要

市町村（特別区を含む。以下同じ。）における調査結果の概要

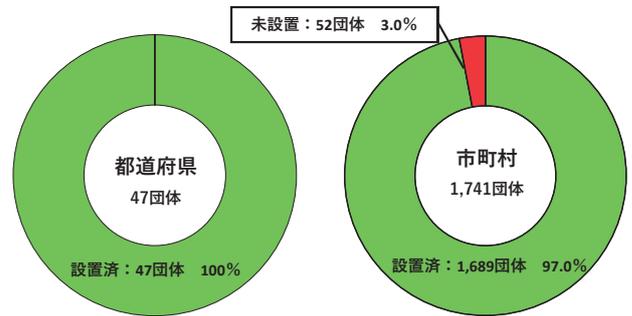
- 設置済団体数は、前回調査から13団体増加し市町村で1,689団体となった。
- 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間72時間以上の確保や、水害対策など一層の機能強化の取組みが求められる。

3 調査結果の詳細

(1) 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している団体は、以下のとおりとなります。

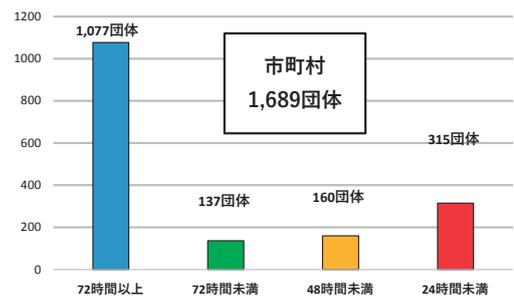
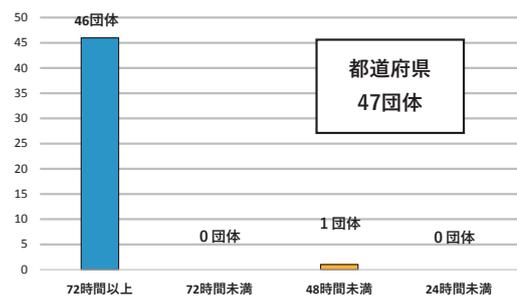
- 都道府県：47団体(100%)（前年比±0団体）
- 市町村：1,689団体(97.0%)（前年比+13団体）



(2) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,689団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は以下のとおりとなります。

- 都道府県：46団体（97.9%）
- 市町村：1,077団体（63.8%）

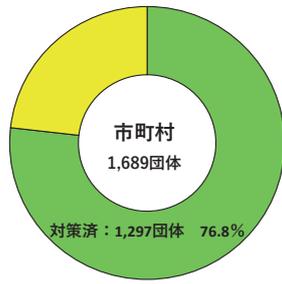
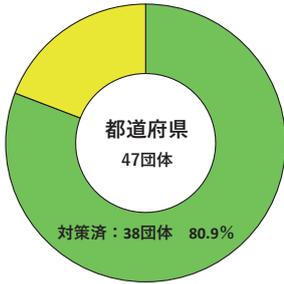


(3) 非常用電源の災害対策状況

ア 水害対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における水害対策の実施状況は以下のとおりとなります。

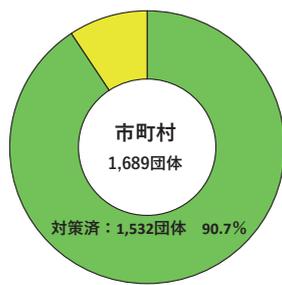
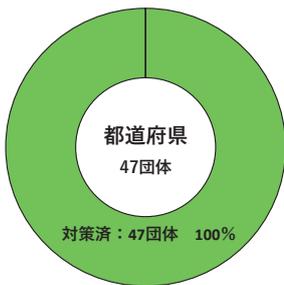
- 都道府県：38団体（80.9%）
- 市町村：1,297団体（76.8%）



イ 地震対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における地震対策の実施状況は以下のとおりとなります

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,532団体（90.7%）



<参考> 調査の概要

- (1) 調査対象
都道府県47団体及び市町村1,741団体
- (2) 調査基準日
令和6年4月1日
- (3) 調査内容
 - 非常用電源の設置状況
 - 非常用電源の水害・地震対策
 - 非常用電源の使用可能時間 等

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和7年4月25日付け消防災第70号）により、以下について各地方公共団体に通知したほか、地方公共団体職員を対象とした研修等を通じ、以下の事項について依頼を行っているところです。

今後も、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の整備を促進してまいります。

(1) 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

(2) 非常用電源の稼働時間について

国の「防災基本計画」（令和6年6月）に基づき、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識のもと、最低72時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が生じないように準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

(3) 非常用電源の水害や地震の備えについて

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、水害や地震に備えた対策を行うこと。

なお、災害対策本部設置庁舎が、水防法に基づき指定された浸水想定区域外である場合、非常用電源の水害対策に関する検討を速やかに行い、これに基づく対応を進めること。

(4) 教育・訓練等の実施について

業務継続計画等の実行性を確保し高めていくため、教育や訓練の計画等を策定し、職員等に対する非常用電源の教育・訓練を着実に実施すること。

継続的な教育・訓練等を実施し、災害時の非常用電源の確実な起動体制を確保すること。

(5) 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水対策・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費については、緊急防災・減災事業債の対象となることから、早急を実施すること。

<地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果（令和7年4月）リンク先>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/2025/>

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

令和7年に発生した大規模な林野火災に係る 防災功労者消防庁長官表彰式の開催

地域防災室

令和7年6月10日（火）、中央合同庁舎第2号館3階消防庁長官室（東京都千代田区）において、令和7年に発生した大規模な林野火災に係る防災功労者消防庁長官表彰式が開催されました。

「防災功労者消防庁長官表彰」は、自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団を称えるものです。

今回、令和7年に発生した大規模な林野火災の発生に際し、地域住民の命と安全を守るため、避難の呼びかけや消火活動、夜間の見回り、情報収集等、発災直後から、昼夜を分かたず懸命に活動を展開された消防団6団体が本表彰を受賞されました。表彰式に出席された6団体に對し、池田消防庁長官から表彰状を授与しました。

また、受賞者を代表して、大船渡市消防団団長の大田昌広氏から謝辞をいただきました。

消防庁においては、消防団の更なる充実強化に向け、消防団員の確保をはじめ、処遇の改善、活動環境や装備の充実強化等、全国で活躍されている消防団員の皆様がやりがいを持って活動できる環境づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

○受賞団体一覧（6団体）

- 岩手県 大船渡市消防団
- 岡山県 岡山市消防団
- 玉野市消防団
- 愛媛県 松山市消防団
- 今治市消防団
- 西条市消防団



池田消防庁長官ご挨拶



表彰状授与



代表謝辞



記念撮影

問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 消防団係
TEL: 03-5253-7561

「消防技術戦略会議」の開催

技術戦略室

1. 趣旨・目的

南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震を想定した災害対応力の強化、風水害等をはじめとする災害の激甚化・頻発化、社会経済活動など消防を取りまく環境の変化への対応を図っていくため、消防分野において新たな技術の研究開発・実用化や現場導入を推進していく必要があります。

このことから、消防庁では、AIやロボティクスなどのデジタル技術をはじめとする科学技術の進展を踏まえ、中長期的視点に立って、消防技術戦略のあり方について検討するため、「消防技術戦略会議」を発足し、令和7年6月5日に第1回会議を開催しました。



第1回「消防技術戦略会議」の様子

2. 会議内容

会議では、主に次の内容について議論を行います。

- (1) 中長期的な視点に立った消防技術戦略のあり方に関する事
- (2) 消防技術の重点分野に関する事
- (3) 関係機関との相互連携に関する事
- (4) 新技術の消防活動の現場への実装・導入に関する事
- (5) (1) から (4) の実施状況に関する事
- (6) その他消防技術に関する事

3. 第1回会議の概要

第1回会議では、新技術への現場ニーズについて議論されました。参加した消防機関からは、現場ノウハウの伝承や人材育成の必要性、隊員の安全確保の重要性など実情が共有されました。

また、消防を取り巻く環境の変化や科学技術の動向などを踏まえ、多様な分野の専門家により幅広い視点から議論されました。

新技術の導入・DXIに関する現在の現場ニーズ

現場が抱える課題(新技術へのニーズ)を把握するため、東京消防庁及び政令指定都市の消防本部へのアンケートを行うとともに、一部の消防本部・自治体へヒアリング

<p>1. 大規模災害での情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行不能箇所や倒壊危険箇所等の情報を把握し、リアルタイムに災害対策本部と現場で被害状況等を共有したい 	<p>2. 活動現場での状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火活動や救助活動のために隊員が立ち入る建物の内部情報等を指揮本部で把握したい 	<p>5. 指令業務の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指令業務のプロトコルをAIで学習させ、指令業務を補助できるようにしたい ・携帯電話からの119番通報時に高精度の位置情報を得たい ・通報時に傷病者のバイタル情報等を得たい
<p>3. 遠隔操作による活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊員が立ち入れない場所へドローン・ロボットで進入し、状況把握や放水活動を行えるようにしたい 	<p>4. 隊員の安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙が充満する火災現場や暗所での活動時に、隊員が要救助者の位置や退路を視認できるようにしたい ・屋内進入した隊員の位置や身体情報をリアルタイムに指揮本部で把握したい ・隊員が危険な行動等をした場合に警報を発したい 	<p>6. 業務の負担軽減・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員や高齢職員等が現場活動をする際の負担を軽減できる資機材(力を補助するパワーツーツ等)がほしい ・デジタル技術を活用し、救急活動時に効率的に傷病者情報の収集・共有、搬送先病院の選定を行いたい ・救急活動中に聴取した情報をAIやOCRを用いて、効率的に活動記録を作成したい
<p>7. 建物火災・企業災害の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の火災情報とBIMデータ、デジタルツインを連携させて、自衛消防活動や避難システム等を高度化したい ・AIを使って、建物の火災危険を診断したい、化学プラントの危険性(災害時のリスク)を見積もりたい ・VR技術を使った効果的な初動対応、避難誘導等の訓練を行いたい 		

新技術の導入・DXIに関する現在の現場ニーズ

「消防技術戦略会議」構成員名簿 (五十音順: 敬称略)

【座長】	三宅 淳巳	横浜国立大学 総合学術高等研究院 上席特別教授
【構成員】	飯村亜紀子	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事
	板倉 秀樹	一般社団法人全国消防機器協会 会長
	岡田 志麻	立命館大学 理工学部ロボティクス学科 教授
	加藤 雅広	東京消防庁 理事 (安全統括担当) 兼安全推進部長
	熊谷 智子	Japan Fire Fighting Women's Club (JFFW) (元 川崎市消防局中原消防署長)
	菅原 薫	日本テレビ放送網株式会社 報道局政治部次長 (兼) 解説委員
	寶 馨	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 理事長
	田中 謙司	東京大学 工学系研究科 技術経営戦略学専攻 教授
	徳田 英幸	国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長
	中西 美和	慶應義塾大学 理工学部管理工学科 教授
	廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
	細川 直史	東京理科大学 創域理工学研究科国際火災科学専攻 教授
	柳沢 樹里	株式会社野村総合研究所 経営コンサルティング部 イノベーション・デザイングループ グループマネージャー
	山本みゆき	消防団等充実強化アドバイザー (元 茨城県阿見町消防団女性部 部長)
【協力消防機関】	上山 正和	札幌市消防局 救急担当部長
	小金澤貴史	川崎市消防局 予防部長
	田村 公夫	千葉市消防局 予防部長
	宮崎 剛	さいたま市消防局 警防部長
	山本 芳昭	北九州市消防局 警防部長

問合せ先

消防庁技術戦略室
TEL: 03-5253-7541

第9回予防業務優良事例表彰式の開催

予防課

1. 予防業務優良事例表彰の概要

予防業務優良事例表彰は、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務を含む。）の取組のうち、他団体の模範となるものについて、当該消防本部を表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、平成28年度に創設されたものです。

第9回予防業務優良事例表彰では、令和6年1月1日から令和6年12月31日にかけて、各消防本部で力を入れた予防業務の取組について幅広く事例を募集した結果、46事例の応募があり、令和7年3月7日に開催した「予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一 危険物保安技術協会特別顧問）」における選考を経て、受賞団体を決定しました。

2. 受賞団体の紹介

第9回予防業務優良事例表彰における受賞団体は以下のとおりです。

<消防庁長官賞>

印西地区消防組合消防本部、岡山市消防局、川崎市消防局、四日市市消防本部、北上地区消防組合消防本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部（計6団体）

※四日市市消防本部、北上地区消防組合消防本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部は共同実施。

<優秀賞>

明石市消防局、岡崎市消防本部、乙訓消防組合消防本部、岐阜市消防本部、下呂市消防本部、佐世保市消防局、つがる市消防本部、東京消防庁、富山市消防局、名古屋市消防局、姫路市消防局（計11団体）

※消防本部50音順により記載



表彰状授与の様子

3. 表彰式の開催

令和7年5月30日に、全国消防長会の協力のもと、広島国際会議場（広島県）において、「第9回予防業務優良事例表彰式」を開催しました。

表彰式では、受賞団体に対して表彰状の授与を行い、消防庁長官賞受賞団体からは、それぞれの取組事例について、事例紹介が行われました。

また、表彰式当日、受賞団体の取組事例を冊子としてまとめた取組事例集を参加者に配付しました。

なお、取組事例集は、消防庁ホームページで公表しています。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-6.html#yobou09>



事例紹介の様子



受賞団体の記念撮影

問合せ先

消防庁予防課 行政係
TEL: 03-5253-7523

令和7年度全国防災・危機管理トップセミナー

防災課

我が国は、その自然条件から地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害はどこでも起きる可能性があります。災害が起きると、市町村は、短期間に膨大な業務を処理することが求められることから、市町村長は、リーダーシップを十分発揮し、的確に対応する必要があります。

このため、市町村長の災害危機管理対応力の向上を図る観点から「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催し、被災経験のある市町村長や有識者等による講演を聴講する機会を提供しております。

令和7年6月4日（水）に全国都市会館大ホールにおいて、市区長を対象としたセミナーを開催しました。会場には、全国から101名の市区長に御参加いただきました。

【トップセミナー次第】

○開会あいさつ

村上 誠一郎 総務大臣

坂井 学 内閣府特命担当大臣（防災）

○講演

1 市町村長の初動対応、危機管理対応

東京大学先端科学技術研究センター

教授 廣井 悠 氏

2 災害を経験した市長による講演

岩手県大船渡市

市長 淵上 清 氏

3 市町村における危機管理について

消防庁国民保護・防災部長

小谷 敦

4 災害対策基本法等の改正について

内閣府大臣官房審議官（防災担当）

河合 宏一



挨拶する村上総務大臣



挨拶する坂井内閣府特命担当大臣（防災）



廣井講師による講演

【掲載情報】

○セミナーの様子（録画放送）

「自治体衛星通信機構ホームページ」
（消防チャンネル内）



○講演、施策紹介時の配布資料

「消防庁ホームページ」



洲上市長による講演



セミナー会場の様子

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

救急企画室

1 マイナ救急の全国展開に係る政府の方針

令和7年6月6日に「第一次国土強靱化実施中期計画」及び「総合イノベーション戦略」が、令和7年6月13日に「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「地方創生2.0基本構想」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が、それぞれ閣議決定され、マイナ救急の全国展開について明記されました。内容は以下の通りです。

マイナ救急の全国展開に係る政府の方針

政府の方針(閣議決定等)
◎ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)
第2章 3. (2)DXの推進 (デジタルガバナンス) デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、…(中略)、マイナ救急の全国展開…など、様々な領域での活用シシンの拡大に取り組む。
◎ 地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定) 施策集
第1章 1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 (76)増える救急需要への対応 救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組(マイナ救急)等を強力に推進し、救急業務の円滑化を図る。
◎ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)
第1章 4. 取組の方向性と重点的取組 (1)AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進 ②.ア、(イ)、B、(e)マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化 2025年度中に、全国の消防本部において救急隊員専用のシステムを活用した実証事業を行い、マイナ救急の全国展開を推進するとともに、2026年度以降も、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境整備を引き続き推進する。
◎ 第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)
第4章 1 (3)デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化 1)デジタル等新技術の活用による災害対応力の向上 ①(国の)地方支分部局等の資器材の充実(警察・消防 自衛隊・TEC-FCRC等) 【推進期限77】マイナ救急の全国展開・機能拡充【総務省】 ＜目標＞ 消防本部(全国720本部)におけるマイナ救急(救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組)の導入完了率 9.3%[r6] → 100%[r12]
◎ 総合イノベーション戦略 (令和7年6月6日閣議決定)
別添 Society6.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 4. 官民連携による分野別戦略の推進 (6)健康・医療 全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施し、令和7年度に全国展開を推進。【総】

2 救急業務実施基準の改正

消防庁は、市町村の消防機関が行う救急業務について、能率的運営を図ることを目的に救急業務実施基準を策定し、救急隊の数や編成、救急自動車の要件や救急自動車に備える資器材等について定めています。

今回、マイナ救急の全国展開にあたり、救急自動車に備えるよう努める資器材の一つである情報通信端末の機能の例示として、「マイナンバーカード等を活用した救急時医療情報の閲覧」を加えるよう、救急業務実施基準を改正しました(令和8年4月1日施行)。

3 マイナ救急の全国展開スケジュール及び広報について

マイナ救急は、既に一部の消防本部において開始されていますが、10月から全ての消防本部5,334隊(常時運用救急隊の約98%)で開始されます。

消防庁では、ショートムービー、ポスター、広報誌、政府広報等により広報活動を実施してまいりましたが、10月の全国での開始に向けて、引き続き、消防本部等と連携した広報活動を実施してまいります。



マイナ救急とは・・・
救急隊員が傷病者のマイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことで。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



マイナ救急の流れ



令和7年●月 から開始

実施救急隊数：○○隊



FP 総務省消防庁×○○○消防本部
お問い合わせ
○○○消防本部○○課
TEL: 00-0000-0000

令和7年度リーフレット

問合せ先
消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

消防局長特別査察を実施

埼玉県南西部消防局

埼玉県南西部消防局では、令和7年3月5日（水）、令和7年春季全国火災予防運動に伴い、イトーヨーカドー和光店において、消防局長特別査察を実施しました。

この特別査察では、共用部の避難施設を含む消防用設備等の設置状況や防火設備の維持管理状況等を検査するとともに、関係者との顔が見える関係を築くことができました。

今後も地域の安心・安全のため防火防災管理に対する取り組みを継続してまいります。



令和7年春の全国火災予防運動に伴う消防訓練を実施！

泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、SORA RINKUの施設において、春の全国火災予防運動の行事の一環として、建物火災を想定した合同訓練を実施しました。

この訓練は、建物2階ボイラー室から出火した想定のもと、高度救助隊による要救助者の救出、ポンプ隊による避難誘導や建物に向けての放水を行うなど、大変有意義な訓練となりました。

また、この訓練の他に消防本部管内で全国火災予防運動週間に伴う様々な行事を実施し、住民の皆様にも火災予防の広報を行いました。



消防通信 望楼 ぼうろう

防火絵本「だるまっぷ119～ダルマさんとまちたんけん～」読み聞かせ会を実施

姫路市消防局

姫路西消防署では、令和7年3月10日（月）、管内の幼年消防クラブ員に対し、防火絵本の読み聞かせ会を実施しました。当署のシンボルであるダルマさんを主人公に、クイズを通して町に潜む危険を探す、消防職員のアイデアにより製作した姫路市初のオリジナル防火絵本です。

消防職員や保育園等の先生が登場キャラクターを演じることで、楽しみながら防火について学ぶことができました。

絵本は、市内の図書館や児童センターのほか、本市ホームページでも無料で閲覧可能です。



防火絵本読み聞かせ会



西消防署と防火絵本

愛媛FCコラボ企画「消防職団員家族還元プロジェクト」

松山市消防局

松山市消防団では、令和7年5月6日GW最終日、(株)愛媛FC様ご厚意のもと、消防職団員及びその家族をホームゲームに無料招待していただきました。

家族の前で消防のPR活動を行い、「消防」という仕事への理解を深めるとともに、自身の職務に誇りを持ち、更なる士気の向上を目的として実施しました。

試合前には「消防miniフェスタ」と題し、13の消防ブースを出展、試合中のハーフタイムでは職団員募集のパフォーマンスを行い、多くの観客に消防をアピールすることができました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

■ 新任消防長・学校長科における教育訓練

消防大学校では、消防業務の従事経験が少ない一般行政職出身の新任消防長及び消防学校長が、その職に求められる能力を総合的に修得することを目的とした「新任消防長・学校長科」を設置しています。令和7年度の「新任消防長・学校長科（第35期）」では、5月8日（木）～5月20日（火）の13日間に及ぶ全寮制での集合研修を受け、47名が無事卒業しました。

研修では、池田消防庁長官による講話を始め、吉田全国消防長会会長や消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義のほか、一般行政職出身という同じような境遇の小松市消防本部の西村消防長、元宮城県消防学校長の豊嶋宮城県危機管理監を講師にお招きしました。また、奥能登広域圏事務組合消防本部の平岡参与（前消防長）、元熱海市消防本部消防長の植田氏を講師にお招きし、消防行政をけん引するリーダーとしての対応や大規模自然災害（震災と土石流）の指揮活動等の経験談をお話いただきました。さらに、人材確保や財源創出、人材育成やハラスメント対策など消防行政が抱える多くの課題に対する討議（プレゼンテーション）、消防職員の基本動作である消防訓練礼式の習得など、数多くのカリキュラムを受講し、消防組織のトップとしての職責を再認識するとともに、リーダーとしての心構えについて学んでいただきました。

一方、「実科」として、実火災体験型訓練（危険物火災）の見学を通じて消防職員の過酷で危険な現場活動の実態を理解するとともに、安全管理の重要性を認識していただきました。また、大規模地震時における常備消防と消防団との連携を想定した「指揮シミュレーション訓練」により、消防団との連携の重要性について理解を深めるとともに、指揮者の迅速で正確な状況把握や決断の難しさを認識していただきました。

さらに、「危機管理広報」では、組織内で不祥事等が発生したとの想定で報道対応シミュレーション（デモンストレーション）を行い、適切かつ正しく伝わる広報技術の向上を図りました。



訓練礼式



実火災体験型訓練（危険物火災）



指揮シミュレーション訓練



危機管理広報

研修を終えた学生からは、「消防行政の最新情報や消防職員の育成に関する具体的な取組について多くのことを学ぶことができた。特に災害対応の分野では、他自治体の経験を参考に、迅速かつ的確な応急対応の戦略について深く考察できた。」「実際の災害において、現場の職員が有機的に活動展開するための指揮・命令の要領や受傷者及び殉職者を発生させないための安全管理こそが、組織の最も重要な機能であることを再認識した。」「訓練礼式や指揮訓練、消防行政を遂行する上での心構え、リスクマネジメント、ハラスメント対策等、幅広い分野に

ついて体系的に学ぶ良い機会となった。」など、学生相互の交流を含め、教育科目全般が有益であったと評価する意見が多数寄せられました。

今後は、卒業された皆様が一般行政職員の幹部としての経験・知見に加え、「新任消防長・学校長科」で習得した知識と技術を遺憾なく発揮し、地域住民が安心して暮らせる災害に強い安全なまちづくりの実現に向け、大いに活躍されることを期待いたします。

令和7年度 消防大学校 客員教授について

消防大学校では、消防に関し特に優れた知識及び経験を有する方に対し、客員教授の称号を授与し、消防大学校における教育等に対してご協力をいただいています。

このうち下表の方々については、消防学校及び消防本部における教育訓練の講師としても御協力いただけるこ

とになっておりますので、教育訓練等の講師選定の参考として紹介します。

客員教授への講師依頼・日程調整等については依頼元が直接行うとともに、当該依頼に係る費用を御負担ください。

専門分野・講義実績等	氏名	所属・職名
教育技法	山崎 洋史	仙台白百合女子大学教授
組織管理	新井 雄治	元東京消防庁消防総監
消防実務法規	秋山 恵	元東京消防庁理事兼総務部長
予防法令運用	荒井 伸幸	元東京消防庁理事兼総務部長
地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院創成科学研究科准教授
惨事ストレス対策	松井 豊	元筑波大学名誉教授
危機管理	鈴木 洋	元横浜市消防局長
消防広域化、防災・危機管理	長谷川 彰一	元消防庁次長、内閣府審議官（防災）

※客員教授の連絡先については、消防大学校担当者までお問い合わせください。

問合せ先

消防大学校教務部
TEL:0422-46-1712



最近の報道発表 (令和7年5月21日～令和7年6月20日)

<技術戦略室>

7.6.3	「消防技術戦略会議」の開催	南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震を想定した災害対応力の強化、風水害等をはじめとする災害の激甚化・頻発化、社会経済活動など消防を取りまく環境の変化への対応を図っていくため、消防分野において新たな技術の研究開発・実用化や現場導入を推進していく必要があります。 このことから、消防庁では、AI やロボティクスなどのデジタル技術をはじめとする科学技術の進展を踏まえ、中長期的視点に立って、消防技術戦略のあり方について検討するため、「消防技術戦略会議」を開催することとしましたので、お知らせします。
-------	---------------	---

<救急企画室室>

7.6.18	全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発の実施	本日6月18日(水)より、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発をテーマとするポスターを、消防庁ホームページにて公開するとともに、全国の消防本部へ配付し、熱中症予防啓発の強化に取り組むよう呼びかけます。
7.6.18	「令和7年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催	近年の救急自動車による救急出動件数を見ると、高齢化の進展等を背景として救急需要は増加しており、令和6年中においては、約772万件(速報値)と前年比で増加するとともに、集計を開始した昭和38年以降、最多となり、個々の救急活動における負担は増大している現状がうかがえます。今後も、高齢化の進展、熱中症患者の増加などの社会的な問題を背景に、救急需要は増大するとともに、国民の救急業務に求めるニーズは多様化することが見込まれます。 このような状況の中で、救急業務を取り巻く諸課題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定的かつ持続的に提供しながら、救命率の向上を図るために必要となる取組を実施することが求められています。 これらの現状認識のもと、今年度の検討会では、マイナ救急の全国展開に係る検討、救急業務の体制に関する検討、蘇生ガイドライン改訂への対応について検討します。

<予防課>

7.5.23	第9回予防業務優良事表彰の受賞団体の決定	消防庁では、各消防本部の予防業務(危険物に関する業務を含む。)の取組のうち、他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とする「予防業務優良事表彰」を平成28年度に創設しました。 この度、令和6年1月1日から12月31日までの間に各消防本部で力を入れた取組として応募があったものについて、予防業務優良事表彰選考会議(委員長:小林恭一(危険物保安技術協会特別顧問))において審査を行った結果、「第9回予防業務優良事表彰」の受賞団体を決定いたしました。受賞団体の決定に伴い、5月30日(金)に表彰式を開催します。
7.6.20	「令和7年度 予防行政のあり方に関する検討会」の開催	「令和7年度 予防行政のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

7.5.28	「令和6年中の危険物施設に係る事故の概要」の公表	令和6年中(1月～12月)の危険物施設に係る事故の発生状況について、とりまとめましたので、その概要を公表します。
7.5.30	「令和7年度危険物安全週間」の実施及び消防庁長官賞の表彰	令和7年6月8日(日)から6月14日(土)まで「令和7年度危険物安全週間」を実施し、消防庁長官賞の表彰を行います。

<特殊災害室>

7.5.28	「令和6年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表	消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の概要を取りまとめています。今般、令和6年中の事故概要を取りまとめたので公表します。
--------	--	---

<防災課>

7.6.3	市区長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応・処理することが求められ、首長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。 そのため、市区長の危機管理意識の一層の向上を図り、市区の災害対応力の向上等につながるよう、全国の市区長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。
7.6.11	令和7年6月18日に緊急地震速報の訓練を実施します	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごく僅かであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日頃からの訓練が重要です。 6月18日に、国の機関、都道府県及び市区町村が連携し、下記のとおり全国的な緊急地震速報の訓練を実施します。
7.6.20	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果	内閣府及び消防庁では、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況について調査を実施し、この度、令和7年4月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

<地域防災室>

7.6.6	令和7年に発生した大規模な林野火災に係る 防災功労者消防庁長官表彰の受賞団体の決定	令和7年に発生した大規模な林野火災に係る防災功労者消防庁長官表彰の受賞団体を次のとおり決定しましたので、お知らせします。 なお、表彰式は令和7年6月10日(火)に開催します。
-------	---	--



最近の通知 (令和7年5月21日～令和7年6月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第116号	2025年5月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について (通知)
消防危第102号	2025年5月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和6年中の危険物に係る事故の発生状況等について (通知)
中防消第5号	2025年5月30日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 石破 茂	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
消防消第177号 消防地第471号	2025年5月28日	各都道府県消防防災主管部 (局) 長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 地域防災室長	消防職団員の安全管理等(熱中症対策)の再徹底について (通知)
消防救第195号	2025年6月5日	各都道府県消防防災主管部 (局) 長	消防庁救急企画室長	日勤救急隊の導入検討について (通知)
消防予第246号	2025年6月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防災規制に係る執務資料の送付について (通知)
事務連絡	2025年6月17日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	作業中の防火管理に対する注意喚起について
消防救第205号	2025年6月18日	各都道府県消防防災主管部 (局) 長	消防庁救急企画室長	救急安心センター事業(＃7119)の全国展開に向けた取組等について (通知)

広報テーマ

7 月		8 月	
①火遊び・花火による火災の防止	予防課	①電気機器等の安全な取扱い	予防課
②石油コンビナート災害の防止	特殊災害室	②危険物施設等における事故防止	危険物保安室
③台風に対する備え	防災課	③火山災害に対する備え	防災課
④全国防災・危機管理トップセミナー	防災課	④防災訓練への参加の呼び掛け	防災課
⑤住民自らによる災害への備え	地域防災室		

火遊び・花火による火災の防止 ～ルールを守って楽しい花火～

予防課

1 火遊びによる火災を防止しましょう

令和6年中^{*}の火遊びによる火災は385件発生しています。

子供だけで火遊びをする時に発生することが多く、火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因になります。火遊びによる火災のうち、「ライター」によるものが191件(49.6%)で最も多く、次いで「マッチ」によるものが83件(21.5%)、「火のついた紙」によるものが20件(5.1%)となっていて、これらが全体の件数の約8割を占めています。

火遊びによる火災を未然に防ぐためにも、大人が子供たちに対して正しい火の取扱い方や火災の恐ろしさを教える必要があります。

火を使う前は、子供たちと火の取扱い・火災の恐ろしさについて話し合うようにしましょう。

子供の火遊びによる火災防止のポイント

- 1 子供だけを残して外出しない
- 2 ライターやマッチを子供の手の届くところに置かない
- 3 子供だけで火を取り扱わせない
- 4 火遊びをしているところを見かけたら注意する
- 5 火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教育する

2 花火は安全に楽しく遊びましょう

夏の風物詩と言えば、「花火」。子供たちにとっても楽しい季節となりました。夕暮れ時になると、色とりどりの花火が私たちを楽しませてくれます。

しかし、遊び方を誤ると、気軽に楽しめる花火も、火災や火傷などの事故につながりかねません。全国で、花火による火遊びが原因の火災は令和6年中^{*}に7件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう遊び方には十分注意し、楽しい夏の思い出にしましょう。

花火を安全に遊ぶポイント

- 1 風の強いときは花火をしない
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- 3 子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- 5 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける

^{*}令和6年中の数値は、全て速報値です。

問合せ先

消防庁予防課予防係
TEL: 03-5253-7523

SFマーク付きおもちゃ花火を使用しましょう

(公社)日本煙火協会の検査所では、火薬類取締法に適合しているか否かを見る「基準検査」、また、花火の構造、燃焼現象、使用方法に係わる表示を確認し、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」を実施しています。これらの検査に合格したおもちゃ花火には、SFマークが付されています。



SFマーク (Safety Fireworks)

^{*}国内で流通する国産・輸入品のおもちゃ花火には上記マークがあります。



がん具煙火の安全広報用ポスター



台風に対する備え

防災課

台風による被害

日本には毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、土砂災害や河川の氾濫などにより、大きな被害が発生しています。

〔大雨による被害〕

台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近に前線が停滞している場合、暖かく湿った空気が流れ込み大雨となることがあります。このため、がけ崩れや土石流、地すべり、河川の氾濫が発生し、私たちの生命が脅かされることがあります。



令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東地方や東北地方の太平洋側を中心に、土砂災害や河川の氾濫などにより、100名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が生じました。



令和元年東日本台風による浸水被害 宮城県丸森町
(山形県消防防災航空隊提供)

また、昨年は、8月22日に発生した台風第10号の影響により、同月27日から9月1日にかけて、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。

〔暴風による被害〕

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15～20m/sの風であっても、歩行者が転倒したりすることがあります。さらに風が強くなると、物



が飛んできたり、建物が損壊したりするようになり、平均風速40m/sを超えると住家が倒壊することもあります。

令和元年房総半島台風（台風第15号）では、千葉市で最大瞬間風速57.5m/sを観測するなど各地で暴風となり、関東地方を中心に住宅約74,000戸が損壊するといった被害が発生しました。

また、倒木や飛来物により、多くの電柱が倒れるといった被害が発生し、大規模な停電が発生しました。

台風の周辺では、竜巻が発生することもあり、家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより被害をもたらすことがあります。

〔高潮・高波による被害〕

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き寄せて、大きな高潮・高波災害が発生することがあります。平成30年台風第21号では、大阪湾を中心に過去最高潮位を超える値を観測するなど顕著な高潮になり、関西国際空港の滑走路が浸水するなど大きな被害が発生しました。



台風への対応

(1) 事前の備え

台風に備えて、次のような準備を十分におこなってください。

- ・窓はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定し、格納できるものは家の中へ格納する。
- ・避難生活や停電に備え、食料、簡易トイレ、マスク、懐中電灯、ラジオなどを入れた非常用持ち出し袋を用意する。

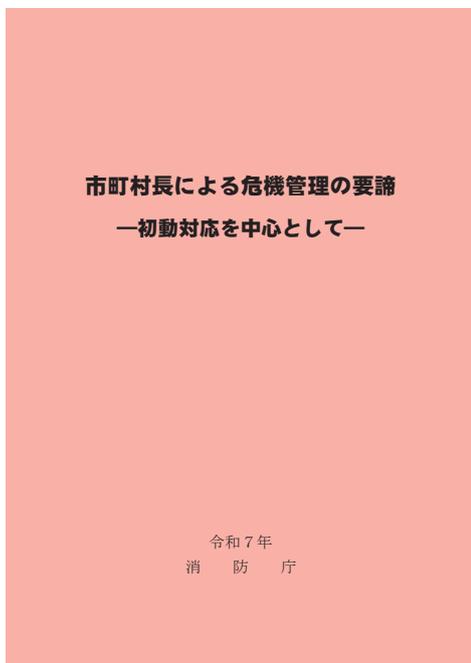
そして、一人ひとりが、どのような避難行動をとれば良いか、あらかじめ理解しておくことが大切です。日頃からハザードマップを確認するとともに、災害に関する情報をテレビ、インターネット、メールなど、どの手段から入手し、自らがどのような避難行動をとればよいかなど、災害時にとるべき行動を確認しておきましょう。

(2) 迅速な避難

住民がとるべき行動や避難情報は5段階の警戒レベルに区分して提供されています。市町村から警戒レベル4の避難指示や警戒レベル3の高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとる必要があります。強い降雨や暴風を伴う台風が接近・通過することが予想される場合には、気象庁などから出される洪水や土砂災害に関する防災気象情報を参考としながら、避難指示などが発令されていなくても自ら避難の判断をすることが非常に重要となります。

消防庁では、市町村長の災害対応の経験をもとに「市町村長による危機管理の要諦」^(注1)を作成しているほか、「防災・危機管理e-カレッジ」^(注2)では、「防災気象情報・避難情報等に基づく避難行動（風水害）」などの動画を掲載しています。台風に備え、ぜひご確認ください。

(注1) 市町村長による危機管理の要諦



掲載先

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/e-college/01kikikanrinoyoutei.pdf>

(注2) 防災・危機管理e-カレッジ



掲載先

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



住民自らによる災害の備え

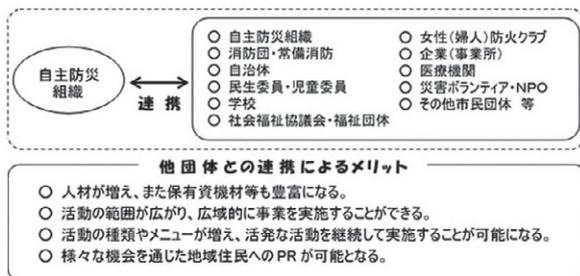
地域防災室

近年、気候変動の影響等により、既存の想定を上回る災害が多く発生しており、いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性に加えて、集中豪雨や雪害といった過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが課題となっています。

そこで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成された組織が自主防災組織です。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機にその重要性が見直され、各地で組織の結成・育成が積極的に取り組まれています（令和6年4月1日現在、16万7,233団体）。自主防災組織は、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資機材の購入・点検等を行うとともに、災害時には初期消火、避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視等を行います。

連携による活動の活性化

地域の安心安全を守るために活動している自主防災組織が、地域の垣根を越えて互いに連携し、また、消防団、学校、企業など地域の様々な防災活動団体と連携し、お互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防災力をより高めることができるようになります（図参照）。



(図) 様々な地域活動団体との連携とそのメリット

ここでは、「第29回防災まちづくり大賞」において、消防庁長官賞を受賞された鳥取県米子市の三柳団地2区自主防災会の取組を紹介します。

取組の背景

三柳団地2区自主防災会は、鳥取県米子市両三柳（加茂地区）に位置する約100世帯の団地の自治会自主防災会であり、地区内で発生した火災がきっかけとなり団体を発足しました。

高齢化が深刻化する中、青壮年が不在となる平日の昼間に災害が発生した場合、在宅している高齢者や障がい者などの要配慮者の避難が遅れることがないように、いかなる場合でも住民の命を守る地域づくりが必要と考え活動をしています。

取組内容

「誰一人取り残さない避難」を目標とし、防災フェス

ティバル、防災研修遠足、防災クリスマス会などの皆が楽しめる行事を通じて、多くの住民が交流し、心配し合う心（支え愛）を醸成する活動を行っています。

防災フェスティバルでは、聴覚障がい者が講師となり、災害時に困ることを参加者に伝えるなど、障がい者への理解を深める講習も取り入れています。

さらに行政や米子市社会福祉協議会などの団体と連携強化を図り、自らの取組を地区外に発信したり、隣接する自治体へ働きかけ合同訓練を実施するなど、活動の領域を広げています。

取組の成果

「楽しさ」を加味した行事を通じて、多世代で多様な住民の参加を確保することで、青壮年が不在でも顔見知りとなった在宅の高齢者や家族世帯による平時の互いの見守りや災害時の迅速な初動対応が可能となり、目標とする「誰一人残さない地域づくり」に結びつきました。活動に共感した他組織と協働することで、多世代交流や障がい者とのコミュニケーションが防災に役立つことを広報し、「支え愛」地域の拡大に貢献しました。



防災フェスティバル

このように、普段から、地域における人的ネットワーク（つながり、結びつき）を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

防災まちづくり大賞受賞団体の取組については、「防災まちづくり大賞受賞事例集」にまとめています。また、自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。それぞれ、下記のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

●第29回防災まちづくり大賞受賞事例集（令和6年度）
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_09_jirei29th.pdf

●自主防災組織の手引（令和5年3月改訂）
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_R5_3.pdf

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室住民防災係
TEL: 03-5253-7561

熱中症から 身を守るう!

暑さを避けよう!



「熱中症警戒アラート」
発表時は
特に注意が必要です!

こまめに
水分補給しよう!



バランスのよい
食事を心がけよう!



子供・高齢者は
特に注意しよう



熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。
熱中症予防行動のポイントとして、以下の項目を心がけてください。

- 部屋の温度に注意し、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。また、こまめに換気をしましょう。
- のどが渴いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- 涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避けましょう。
- 熱中症警戒アラート発表時は外出をできるだけ控え暑さを避けましょう。

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

救急車を呼ぶタイミング

応答がおかしい時は

119



熱中症に関する
情報はこちら!

